

ニセコ町再生可能エネルギー事業の適正な促進に関する指針

第1 目 的

この指針は、ニセコ町再生可能エネルギー事業の適正な促進に関する条例（令和3年ニセコ町条例第8号。以下「条例」という。）第4条の規定により、本町において再生可能エネルギー事業の適切な促進を図るに当たって、地域における再生可能エネルギーの利用の促進と持続可能な地域づくりに関する方針、地域と調和した手法による再生可能エネルギー事業の実施に関する基本的事項、町民による主体的な再生可能エネルギーの利用の促進を目的とする事業に関する基本的事項、生活環境等に関して配慮すべき事項その他必要な事項について明らかにするものである。

第2 定 義

この指針において使用する用語の意義は、条例の例による。

第3 地域における再生可能エネルギーの利用の促進と持続可能な地域づくりに関する方針

条例第1条に規定する目的の達成に向けた本町の考え方を明確にするため、地域における再生可能エネルギーの利用の促進と持続可能な地域づくりに関する方針について定める。

- (1) 地域において再生可能エネルギーの生産と利活用を進めるため、町民及び事業者が参画する再生可能エネルギーの利用及び事業を促進する。
- (2) 再生可能エネルギーの利用を促進し、化石燃料等の利用を抑制して温室効果ガス排出量の削減を図ることにより、環境への負荷を低減し、脱炭素型社会の実現を目指す。
- (3) 地域で使用するエネルギーを地域で生産する「エネルギーの地消地産」に取り組むことにより、地域経済の活性化を図る。

第4 地域と調和した手法による再生可能エネルギー事業の実施に関する基本的事項

条例第11条第2項に規定する事業者に対する助言の考え方を明確にするため、地域の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー事業の実施に関する基本的事項について定める。

1 地域と調和した手法による再生可能エネルギー事業の実施

- (1) 透 明 性
再生可能エネルギー事業に係る情報を関係機関、関係住民等その他町民に提供する体制を整えること。
- (2) 法令遵守
関係法令及び関係条例等に抵触せず、町の施策に協力すること。
- (3) 合意形成
関係住民等及び町民との合意形成に努め、誠実に対応する体制を整えること。

2 脱炭素型の持続可能な地域づくりへの寄与

- (1) 生活環境等

関係住民等の生活や健康（以下「生活環境」という。）、自然環境及び景観との調和を図ること。

(2) 調 達

地域資源の利活用に努めるとともに、再生可能エネルギー事業の全部又は一部を町内の事業者又は町民に発注するよう努めること。

(3) 収 益

再生可能エネルギー事業の収益の全部又は一部を地域の活性化のために活用すること。

(4) 施 工

関係法令を遵守するとともに、再生可能エネルギー設備の施工の全部又は一部を町内の事業者又は町民に発注するよう努めること。

(5) 維持・管理

生活環境、自然環境に配慮すること。

(6) 事業終了後の措置

再生可能エネルギー事業を終了するときは、責任をもって適切に再生可能エネルギー設備を撤去すること。

第5 町民による主体的な再生可能エネルギーの利用の促進を目的とする事業に関する基本的事項

条例第22条に規定する地域振興型再生可能エネルギー事業（以下「地域振興型事業」という。）の認定基準を明確にするため、町民による主体的な再生可能エネルギーの利用の促進を目的とする事業に関する基本的事項について定める。

1 再生可能エネルギーの利用の促進に資する地域と調和した手法

(1) 透 明 性

地域振興型事業に係る情報を町及び町民に提供する体制を整えていること。

(2) 法令遵守

関係法令及び関係条例等に抵触しないこと。

(3) 監 査

第三者による監査の体制を整えていること。

(4) 合意形成

町民及び関係住民等との合意形成に努め、誠実に対応する体制を整えていること。

(5) 町民の参画

地域振興型事業を行う事業体に複数の町民が出資している又は事業体の最高決定機関における議決権の一部を複数の町民が有しているなど、何らかの形で町民が参画していること。

(6) 波及性

モデル性（先進性）があり、地域への経済波及効果が見込まれる事業であること。モデル性の有無については、町の専門審議会において精査する場合もある。

2 脱炭素型の持続可能な地域づくりへの寄与

(1) 生活環境等

生活環境、自然環境及び景観の調和が図られていること。

(2) 調 達

地域資源の利活用に努めるとともに、地域振興型事業の全部又は一部を町内の事業者又は町民に発注するよう努めること。

(3) 施 工

関係法令を遵守するとともに、地域振興型事業に係る再生可能エネルギー設備の施工の全部又は一部を町内の事業者又は町民に発注するよう努めること。

(4) 再生可能エネルギーの利活用

生産された再生可能エネルギーの5割以上が地域で利活用されること。

(5) 収 益

地域振興型事業の収益の全部又は一部を地域の活性化のために活用すること。

(6) 維持・管理

生活環境、自然環境に配慮すること。

(7) 事業終了後の措置

地域振興型事業を終了するときは、責任をもって適切に再生可能エネルギー設備を撤去すること。

第6 生活環境等に関して配慮すべき事項

再生可能エネルギー事業の促進に当たり、再生可能エネルギー事業による生活環境、自然環境及び景観に関して配慮すべき事項について定める。

- (1) 事業者は、再生可能エネルギー事業による生活環境等への影響を予見し、十分に配慮するものとする。
- (2) 事業者は、再生可能エネルギー設備の設置等に当たっては、その配置、デザイン及び色彩等に配慮し、地域の自然や建築物等と調和した良好な景観形成に努めるものとする。
- (3) 事業者は、生活環境等に係る配慮事項に関して、条例第13条の規定に基づく町との協定において定めた事項を遵守するものとする。

第7 その他特に定める事項

この指針は、社会経済情勢の変化等を勘案し、必要があると認めるときは、改定その他必要な措置を講ずるものとする。